

## 父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議 幹事会（第7回会議）議事概要

- 第1 日 時 令和8年4月22日（水）午後1時30分  
第2 場 所 ウェブ会議の方法による開催  
第3 議 事 （次のとおり）

### ○法務省民事局

定刻となりましたので、関係府省庁等連絡会議幹事会の第7回会議を開催させていただきます。本日も、関係府省庁等相互間の密接な連携・協力を確保するため、意見交換をお願いします。

本日の会議も、法務省民事局において司会進行させていただきます。

資料として、議事概要、令和8年3月23日改訂のQ&A形式の解説資料【民法編】、令和8年1月14日改訂のQ&A形式の解説資料【行政手続・支援編】、パンフレット「離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ こどものための共同養育計画書」、Q&A形式の解説資料【民法編】及び【行政手続・支援編】の各改訂案をお送りしています。

本日の議題は、お配りしている議事次第に記載のとおり、①前回会議以降の進捗状況の報告、②Q&A形式の解説資料の改訂、③施行までの間の関係府省庁等の取組や今後の取組予定についての情報共有です。

いずれの議題も相互に関連するため、併せて協議させていただき、まずは全体について御説明いたします。

議題1（前回会議以降の進捗状況の報告）について、大きなものとして、Q&A形式の解説資料【民法編】、【行政手続・支援編】の改訂とウェブサイトへの掲載、改正法が4月1日に施行されたという状況がございます。

Q&A形式の解説資料については、前回1月18日の幹事会にて議論いただいた後、民法編の、父母間の人格尊重協力義務に違反する行為の例示において、「何ら理由なく」、「正当な理由なく」、「特段の理由なく」などと異なる表現が用いられているが、意味が異なるのか否かとの質問があったため、異なる意味ではないことを明確にする趣旨から、いずれも「正当な理由なく」と表現を揃える修正をこの3月に行っています。この修正を反映した最新版のQ&A形式の解説資料は、法務省民事局のウェブサイトに掲載しています。

また、本年4月1日に改正法が施行されました。改正法の附則19条2項には、「政府は、……改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討を加え」との文言があり、衆参の法務委員会の附帯決議にも「施行後の本法の運用状況について公表する」との文言があることから、改正法の施行後も引き続き、関係府省庁等で連携して取り組んでいければと考えています。

議題2（Q&A形式の解説資料の改訂）については、会議前に関係府省庁等からいただいた御意見等を踏まえた改訂案をお配りしています。後ほどの意見交換で大きな異論等がなければ、改訂を行いたいと考えています。

Q&A形式の解説資料は、法案審議の過程や国会の審議、各省庁等に対して寄せられた質問等を踏まえ、具体的な場面を念頭に置いて作成したものであり、関係府省庁等連絡会議に参加している各府省庁それぞれの所管に係る様々な場面を含んでいます。施行後も、各所から御意見等が寄せられている状況にあり、今後も随時共有するとともに、必要に応じて改訂の検討を続けていきたいと考えています。

議題3（施行までの間の関係府省庁等の取組や今後の取組予定）について、第5回会議において御紹介しました、法務省が令和7年度に委託して実施した、①共同養育計画の作成促進に関する調査研究、②子の意見・意思の把握・反映に関する調査研究については、現在、報告書の公表に向けて、準備を進めているところです。調査研究において、周知広報や支援の在り方に関して得られた支援のモデルについては、関係府省庁等の皆様に御協力をいただいで横展開を図りたいと考えています。その際、制度を所管している法務省のみでの対応には限界がありますことから、改めて関係府省庁等の皆様に御協力をお願いしたいと考えています。

また、法務省では、改正法施行後の状況も踏まえつつ、令和7年度の調査研究で得られた成果を深めるため、本年度も、共同養育計画の作成促進及び履行確保に関する調査研究を実施する予定です。共同養育計画の作成に関する支援は、国レベルにおいて我々関係府省庁等が連携しているように、支援の現場においても、自治体の様々な部署等が連携していく必要があると考えています。また、先ほど御紹介した改正法附則や附帯決議を踏まえ、施行後の実情を把握・分析する必要もあると考えています。本年度の調査研究の実施に当たっては、是非、関係府省庁等の皆様のお知恵をお借りするとともに、必要な協力をお願いしたいと考えています。本日は頭出しとさせていただきます、具体的なことは、改めて個別にお願いする予定ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

その他、引き続き周知広報についても取り組んでいます。

まず、事前に配布しましたとおり、パンフレット「離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ こどものための共同養育計画書」を完成させています。こちらは、連絡会議の皆様から御意見をいただき、昨年度の調査研究を実施する中で得られた各種専門家の方の知見も踏まえて作成したものです。共同養育計画書のひな形や作成の手引、共同養育計画書を作成する前提として必要となる知識、改正法の内容等も記載しています。このパンフレットは、法務省ウェブサイトに掲載しているほか、各法務局を通じて地方自治体に送付し、窓口での配架に加え、離婚届書と同時に交付していただくよう依頼しています。また、こども家庭庁の御協力を得まして、ひとり親支援部局等にも事務連絡を発出し、戸籍担当部局とひとり親支援部局との連携についても依頼しています。このパンフレットの

情報提供等についても、引き続き関係府省庁等の皆様の御協力もいただき、活用していきたいと考えています。

共同養育計画書の作成を促進するという観点からは、共同養育計画とは何かということについて、短時間で視聴できる解説動画も作成しています。この動画は、監護の分掌や、親子交流、養育費も含め、共同養育計画の作成のポイントを短時間で理解できるものとなっています。また、離婚届書の様式も改正法と同じタイミングで改訂されましたので、そこに設けられているチェック欄について解説した動画も作成し、併せて公開しています。これらの動画は、パンフレットや離婚届のQRコードからアクセスすることができるので、こちらも周知広報に御活用いただければと考えています。

それでは、意見交換に進みたいと思います。

#### ○文部科学省

Q&A形式の解説資料【行政手続・支援編】の改訂案についてです。文部科学省から、就学援助や高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金に関する部分を改訂する案を提出しています。各方面からの意見や制度の改正による事情変更等を反映したものです。今後、制度を運用する中で運用上の課題が生じた場合には、Q&A形式の解説資料の改訂も含め御相談させていただきたいと思います。

#### ○法務省民事局

ありがとうございます。併せて、Q&A形式の解説資料【民法編】については、法務省民事局から改訂案を提出しています。直近での国会審議の状況も踏まえまして、追記をしたという趣旨でございます。

御意見、御質問等はないようですので、Q&Aの解説資料の各改訂については、改訂を行いたいと思います。事前の御調整のおかげで、円滑な取りまとめをすることができましたことに改めて感謝申し上げます。Q&A形式の解説資料については、引き続き、改訂の要否等の検討を継続していきたいと思いますので、こちらのほうも連携をお願いいたします。今後も、関係府省庁等相互間の密接な連携・協力を確保するために、意見交換を継続していきたいと思います。

それでは本日の会議は以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。